

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和8年 4月 1日現在)

社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会が設置する南相馬市地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）は、ご契約者に対して介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを提供します。センターの概要や提供される介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。ご不明の点については、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1. 契約の趣旨について

- 「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方及び基本チェックリストの実施により「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判断された方が、サービスをご利用いただくこととなります。
- 介護予防サービス等の利用にあたっては、「介護予防サービス計画・支援計画書（以下「介護予防サービス計画」といいます。）」を作成する必要がありますが、これらの業務は「地域包括支援センター」があなたと契約を締結して作成することになっています。なお、センターが委託した居宅介護支援事業所に「介護予防サービス計画」等を担当していただくこともできます。

2. センターの運営方針

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目的として介護予防支援を行います。

このため、サービス提供期間を設定し、いつまでにどのような生活行為ができるようになるのか具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者の心身の状況や生活環境、生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は所期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. センターの介護予防支援サービスについての相談窓口

電話	0244-44-1700	(小高地域)
	0244-46-4600	(鹿島地域)
	0244-25-3329	(原町西地域)
日時	月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分	
	*土、日、祝日、12月29日～1月3日は休日となります。	
担当	平瀬、境原、藤原 木野田、持立、鈴木（琢）、渡部、荒 鈴木（健）、井堀、早川、大堀、星（啓）、齋藤、吉田、松本、星（直）	

4. センターの概要

(1) 利用センターの名称等

運営主体の法人名	社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会
法人所在地	〒975-0011 福島県南相馬市原町区小川町322番地1
センター名称	南相馬市地域包括支援センター
所在地	〒975-0011 福島県南相馬市原町区小川町322番地1
介護保険指定番号	指定介護予防支援・平成18年4月1日指定 (南相馬市 0701200024 号)
連絡先	電話 0244-25-3329 FAX 0244-25-3510
開設年月日	平成18年4月1日
管理者	鈴木 健二
サービスを提供する担当地域	・南相馬市原町区の西部地区（北町・小川町・本町・南町 国見町・国見団地・本陣前・橋本町・陣ヶ崎・太田地区・ 石神地区） 〈立地する災害・復興公営住宅含む〉 ・南相馬市小高区全域 ・南相馬市鹿島区全域 〈立地する災害復興公営住宅含む〉

(2) センターの職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計	職務内容
管理者兼社会福祉士	社会福祉士	1名		1名	職員、業務の管理及び指揮
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	3名		3名	相談申込みによる調整、介護予防サービス・支援計画書作成、関係機関との連携等、3職種がその専門性を活かしながら、高齢者の方々が在宅での生活を継続できるよう支援します。
保健師等	保健師	1名		5名	
	看護師	4名			
社会福祉士等	社会福祉士	5名		7名	
	社会福祉主事	2名			
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		1名	

(3) センターの営業日時・休業日

営業日時	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
休業日	土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

5. サービスの内容

介護予防支援または介護予防ケアマネジメント内容

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ① 介護予防サービス計画の作成 | ② 介護予防サービス事業者との連絡調整 |
| ③ 介護予防サービス計画の実施状況の把握、評価 | ④ 利用者状況の把握 |
| ⑤ 給付管理 | ⑥ 要介護認定等の申請に対する協力、援助 |
| ⑦ 相談業務 | |

6. センターから介護予防サービス計画作成等を委託する居宅介護支援事業所

事業者の名称	
所在地 (連絡先)	電話 — —

7. 利用料金

(1) 利用料

介護予防支援または介護予防ケアマネジメントについては、原則として自己負担はありません。

(2) 利用者の一時自己負担

次の場合には、利用者に一時ご負担（*）をいただきます。

介護保険料の滞納等により、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費が直接センターに支払われない場合、下記の金額をいただき、センターからサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、南相馬市（保険者）に提出しますと、全額払戻を受けられます。

* 自己負担額

介護予防支援又は

介護予防ケアマネジメント費 ※1 月額 4, 420円

初回加算 初回の月のみ加算 3, 000円

委託連携加算 ※2 委託した初回のみの加算 3, 000円

※1 センターが委託する利用者のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報提供等を実施した場合の加算

8. 利用者宅への訪問頻度のめやす

センターの担当職員（または居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。訪問しない月は、特別の事情がない限り介護予防サービス事業所を訪問し面接するか電話によるモニタリング（介護予防サービス計画の実施状況の把握）を行います。なお、状況に変化があった場合等必要な場合については、必ず利用者の居宅を訪問して面接を行います。

9. 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの利用方法

(1) 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの利用開始

- ① 契約を締結したのち、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供を開始します。
- ② 利用者は、複数のサービス事業者等の紹介を求めることや選定理由について説明を求めることができます。
- ③ 病院等に入院しなければならない場合には、情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当者の氏名や連絡先を伝えてください。

(2) 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの終了

- ① 利用者のご都合で介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを終了する場合、文書でお申し出くださればいつでも終了できます。

- ② 要介護認定区分が要介護（要介護 1 から 5）と認定された場合は、自動的に契約が終了します。なお居宅介護支援事業所の介護給付サービスに移行する際は相談に応じます。
- また、以下の場合についても、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
- ・死亡された場合

10. 事故発生時の対応

介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族等へ連絡し適切な措置を行います。なお要支援認定に影響する場合は、保険者（南相馬市）にも報告します。

11. 秘密の保持

センター並びに職員は、介護予防支援または介護予防ケアマネジメント利用において知り得た利用者や家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も継続し、職員にあつては退職後も継続します。

12. 介護予防支援サービス内容に関する苦情・相談

苦情・相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間	センター又は法人に設置された苦情・相談対応窓口・担当者氏名	名称：南相馬市地域包括支援センター
		担当者氏名：鈴木 健二
		連絡先電話番号：0244-25-3329
		対応時間：（8：30～17：15）※土日祝日を除く
	市に設置された苦情・相談対応窓口	名称：南相馬市・健康福祉部 長寿福祉課 介護保険係
		連絡先電話番号：0244-24-5334
対応時間：（8：30～17：15）※土日祝日を除く		
国保連苦情・相談対応窓口（介護サービス苦情相談窓口）	名称：福島県国民健康保険団体連合会	
	連絡先電話番号：024-528-0040	
	対応時間：（8：30～17：15）※土日祝日を除く	

13. 損害賠償について

センターの責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められたときに限り、損害賠償額を減じる場合があります。

14. 虐待の防止について

センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止に関する担当者を選定しています。 担当者氏名：管理者 鈴木 健二
- （2）成年後見制度の利用を支援します。
- （3）職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施します。
- （4）虐待の防止のための対策を検討する委員会に参加します。
- （5）虐待の防止のための指針を作成します。

1 5. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、または早期に業務を再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

1 6. 感染症対策等

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等に取り組みます。

1 7. その他運営に関する重要事項

センターは、職員の資質向上を図るために研修の機会を設けます。

福祉・保健・医療業務に従事する為に、専門の勉学を志す学生が実習の機会を要する場合には職員と共に同伴することがありますので、予めご了承を願います。

センターは、介護予防支援または介護予防ケアマネジメント提供の開始に際し、本書面により利用申込者にセンターの概要や提供される介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明し、利用申込者が介護予防支援または介護予防ケアマネジメント提供開始に同意したことを証するため、本書2通を作成し、利用者とセンターが記名又は署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

事業所

〈事業所名〉 南相馬市地域包括支援センター
(指定番号 南相馬市 0701200024 号)
〈住 所〉 福島県南相馬市原町区小川町322番地1
〈代表者名〉 管理者 鈴木 健二 印

- 介護予防支援または介護予防ケアマネジメント提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日
説明者 職 名
氏 名 印

- 私は、本書面に基づいてセンターから重要事項の説明を受け、介護予防支援または介護予防ケアマネジメント提供開始に同意しました。

令和 年 月 日
〈利用申込者氏名〉 印

〈上記代理人又は家族氏名〉

印
(続柄)